

「墓地等の経営の許可等に関する条例」の一部を改正する条例（案）

パブリックコメント閲覧資料

松戸市 健康福祉本部 保健福祉課
管理班

「松戸市墓地等の経営の許可等に関する条例」の一部を改正する条例（案）について （平成13年条例第14号）

1 現行条例の概要等

松戸市では、平成13年の墓地等の経営等の許可事務に係る千葉県からの権限委譲に伴い「松戸市墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定し（平成13年4月1日施行）、平成18年には条例の一部改正を行い、許可基準等の強化を図っています。

墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）では、墓地等の管理及び埋葬等は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるべきとされています。

本市における墓地経営の許可等の墓地行政については、このような法の趣旨に基づいた上で、条例で経営主体の基準（宗教法人等の要件）、設置場所の基準（住宅等からの距離等）、施設の基準（障壁等、緑地その他附帯設備）及び経営者の責務（管理運営等）を定めて施行しています。

2 背景

墓地は、市民生活にとって必要なものであり、公共的な施設であります。このため、本市においても墓地を設置経営することは重要な市民サービスの一つとして位置づけ、市営墓地により昭和62年度より計画的な墓地の供給を行っており、市民の墓地需要に対応してまいりました。

さらに、千葉県より権限委譲されてから墓地の経営許可については、市営の白井聖地公園の墓地供給を補うという観点から、新規の経営について法に規定されているとおり、単に公衆衛生上の規制にとどまらず、その他公共の福祉の見地からも制約を加え、調整をおこない、墓地経営の3原則に則り「公共性・永続性・非営利性」の観点から宗教法人の経営内容を精査し許可を出してまいりましたが、ここ数年市内の市街化調整区域において墓地経営が進んでおり自然環境を保全し良好な環境を維持する区域設定した趣旨から反する状況であります。

現在松戸市の市民への墓地供給率では、千葉県より権限委譲後に許可された墓地数と市営墓地の墓地数を考慮すれば、墓地需要には十分対応できる状況であると思われま

そこで、法及び国の墓地経営・管理の指針を基に、本市の墓地等の経営許可等を見直し、墓地条例の一部改正を行うこととしました。

3 改正の概要

- 1) 宗教法人の墓地等の経営は、宗教法人第2条に規定する宗教活動の範囲内に限り認めることとする。
- 2) 新規の墓地等の設置場所を、自己の所有地から自己の所有地で、主たる事務所が存する境内地、又はこれに隣接する土地に、原則として限定することとする。
- 3) 墓地の環境基準として住宅等の敷地から墓地までの距離規制をもうけます。
- 4) 公益法人制度改革に伴い「民法第34条の規定により設立された法人」の取扱いが変更されるにつき、墓地等の経営者の許可要件より削除する。

4 施行期日等

1) 施行期日

交付の日（平成20年12月下旬）

2) 経過措置

- ① 改正条例は、改正条例の施行の日以後になされた事前協議に係る墓地等について適用する。
- ② 改正条例の施行の前になされた事前協議については、旧条例を適用する。